

第46回堺まつり企画運営業務提案書作成要領

1 業務名称

第46回堺まつり企画運営業務

2 業務概要

(1) 目的 「堺まつり」は、先人が築いてきた歴史や文化を継承・振興し、市民の郷土意識を醸成し、また都市魅力の発信による観光誘客促進と地域の活性化を図るとともに、本年7月の世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥・古市古墳群の登録が実現した際には、市をあげて盛大に祝福することを目的に開催する。

この「堺まつり」の円滑な運営と堺の歴史・文化を発信する企画演出等の一部を委託するものである。

(2) 業務内容

別紙の「仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日 から 平成31年12月31日まで

4 契約担当者

〒590-0950

堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

事業推進グループ 担当：飯田・山野

電話番号 072-233-5258

FAX 072-233-8448

E-mail stcb@sakai-tcb.or.jp

5 プロポーザル参加資格要件

以下の要件を満たしている者とする。

- (1) 堺市物品調達、委託等入札参加有資格者又は当協会契約規程を満たす者。
- (2) 過去2年間に公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という。）又は国・地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績がある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (4) 第46回堺まつり企画運営業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱

(平成11年制定)に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (5) 第46回堺まつり企画運営業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6 日程

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 公募開始日 | 平成31年2月 8日(金) |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切日 | 平成31年2月21日(木) |
| (3) 質疑締切日 | 平成31年2月25日(月) |
| (4) 質疑回答日 | 平成31年2月28日(木) |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成31年3月 1日(金) |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 平成31年3月11日(月) |
| (7) 書類審査 | 平成31年3月12日(火)～ |
| (8) プレゼンテーション審査 | 平成31年3月20日(水) |
| (9) 審査結果(採否)通知日
優先交渉権者決定 | 平成31年3月下旬予定 |

※1 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書は公募開始日から提出可能とする。

※2 企画提案書を提出した者が多数の場合には、企画提案書による書類審査を実施しプレゼンテーション参加者を決定する。

7 応募書類の配布

次の(1)(2)のいずれかの方法による。

- (1) 平成31年2月 8日(金)から平成31年2月21日(木)まで、本協会ホ

ホームページからダウンロードする。

(公社)堺観光コンベンション協会ホームページ：<http://www.sakai-tcb.or.jp>

(2) 前記4契約担当で配布する。

配布期間：平成31年2月 8日(金)から平成31年2月21日(木)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日・祝日を除く)

8 提出書類

(1) プロポーザル参加資格の提出書類(提出期限 平成31年2月21日 午後5時まで)

①プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)

②会社概要

③過去に本協会または国・地方公共団体と、イベント企画運営業務など同種の契約を締結した時の契約書(写し)または業務履行実績証明書(様式6)。

④その他必要書類(別表1) ※堺市に業者登録をしている者であって、引き続いて1年以上その営業を行っている者は提出不要。

各1部ずつ提出。

(2) 企画提案書等の提出書類(提出期限 平成31年3月11日 午後5時まで)

①企画提案書

i) A4版 横書 左綴じ

ii) 企画提案書の内容は15枚以内とする。

iii) 「9 企画提案書記載事項」の各項目に対応した構成とすること。

iv) 提出部数15部(正1部 副14部)

・正1部は、企画提案書提出届(様式2)を表紙につけ、事業者の所在地(住所)、名称又は商号、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。

・副14部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

・提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

・本事業において企画提案をすることができるのは1案のみである。

・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(本協会が補正等を求める場合を除く。)

②見積書

・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

- 見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
※配置人数及び会場ごとの経費を算出し記載すること。
- 見積書の提案上限金額は33,500,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- 提出部数は15部とする。（正1部、副14部）
- 正1部の表紙には、宛先は「公益社団法人堺観光コンベンション協会」、業務名は「第46回堺まつり企画運営業務」とし、事業者の所在地（住所）、名称又は商号、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- 副14部は、表紙については、宛先は「公益社団法人堺観光コンベンション協会」、業務名は「第46回堺まつり企画運営業務」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

（3）提出先

前記「4 契約担当者」まで

（4）提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に持参すること。なお、事前に持参日時を前記「4 契約担当者」まで電話連絡すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記「4 契約担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。

なお、参加資格確認申請書を提出した事業者に対し、参加の可否については平成31年3月1日（金）に電話または文書で通知する。

9 企画提案書記載事項

別紙の「第46回堺まつり企画運営業務仕様書」に基づき、次の項目について企画提案書を作成すること。

- （1）堺まつりに関する考え方（堺まつりの理解度）
- （2）大パレード等における「(仮)百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録お祝い隊」の企画・演出及び取り組み
- （3）大パレードを含めた各イベント会場の実施内容
- （4）斬新かつ集客力のある新規企画等
- （5）堺まつりへの誘客を促進するための手法等（ガイドブック等事前告知含む）

- (6) 大パレードのクオリティ向上を図るための企画・演出及び取り組み
- (7) 「大小路筋」「堺山之口商店街」「さかい利晶の杜」を堺まつり会場一帯を面と捉え、全世代が周遊して楽しめる（にぎわいの創出）企画・演出等
- (8) ボランティアなど市民参画による取り組み
- (9) 企画・提案に関する実現手法やエビデンス等の資料
- (10) 企画運營業務にかかる運営体制の組織表
- (11) 過去5年間における堺まつり類似業務（イベント）等の実績

10 企画提案書作成に関する質問受付

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当者まで「質問票」（様式3）で、電子メールもしくはFAXにて問い合わせること。なお、提出した旨を電話連絡し、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は平成31年2月25日（月）午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。

提出された質問の回答は、1つにまとめて、平成31年2月28日（木）（予定）に電子メールにてプロポーザル参加業者全てに連絡する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

11 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式4）に事業者の所在地（住所）、名称又は商号、担当者氏名を記載のうえ、担当者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本協会から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成31年3月11日（月）午後5時まで

(2) 提出先

前記「4 契約担当者」まで

(3) 提出方法

「プロポーザル参加辞退届」を上記提出先まで直接持参、郵送、またはFAXで提出すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記

「4 契約担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

【FAX送付の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記「4 契約担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までにプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（様式5）を提出しない場合
- (3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1.3 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表（別紙 1）のとおり

(2) 審査方法（書類審査、プレゼンテーション審査）

- ・提出書類は『堺まつり企画検討委員』で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・プレゼンテーション審査は3月20日（水）に行う（予定）
- ・企画提案書を提出した者が多数の場合には、企画提案書による書類審査を実施しプレゼンテーション参加者を決定する。プレゼンテーション参加の可否については、3月14日（木）までに別途申請者へ通知する。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、3月下旬（予定）に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者（総順位点が最も高かった者）を優先交渉権

者として決定する。

但し、全委員の得点の平均点が60点未満の場合は優先交渉権者として選定しない。

1.4 契約の締結

(1) 契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は平成31年4月1日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本協会が判断した場合及び契約不成立により本協会に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証人

本業務の契約に係る契約保証人を立てなければならない。

契約保証人は、発注者と同等以上の履行能力を有する者でなければならない。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証人を免除することがある。

ア 保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、本協会又は国・地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

※上記 イに該当する場合は、契約保証人免除申出書（様式7）を提出するとともに業務履行実績証明書（様式6）を添付すること。

(4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（様式5）を作成し、提出すること。

1.5 その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本協会が定めた保存年限満了後、本協会の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は公益社団法人堺観光コンベンシ

ョン協会情報公開規程により情報公開の対象となる場合がある。

- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにも関わらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本協会は一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (5) 当該プロポーザルは、平成31年度の予算成立を前提に準備行為として行うものである。

【参 考】※当協会契約規程抜粋

(請負又は買入れの入札参加資格)

第3条 次に掲げる者が、請負又は買入れの入札に参加することができる。

- (1) 堺市に業者登録をしている者であって、引き続いて1年以上その営業を行っている者。
- (2) 公募型プロポーザル方式については、前項の規定に限らず、別表1に表記している書類を提出し、かつ本協会が入札参加資格を有すると判断した者であって引き続いて1年以上その営業を行っている者。

別表1

必要書類一覧	注意事項
登記簿謄本（複写可）	法務局が発行するもの（直近3ヶ月以内）
国税納税証明書（複写可）	法人（直近3ヵ月以内） 法人税・消費税及び地方消費税 個人（直近3ヵ月以内） 所得税・消費税及び地方消費税
市税納税証明書（複写可）	（直近3ヵ月以内）
財務諸表（複写可）	直近1年間の事業年度分にかかる貸借対照表及び損益計算書
実績表	過去2年の本協会及び国（公財及び公団を含む。）又は地方公共団体との業務履行実績